

市民文教委員会会議録

平成24年3月13日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 10:41

【 案 件 】

1. 議案第13号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
2. 議案第14号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
3. 議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例
4. 議案第22号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
5. 議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例
6. 議案第35号 ふくおか県央環境施設組合格約の変更
7. 議案第37号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
8. 議案第38号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
9. 議案第51号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

【 報告事項 】

1. 第2次環境基本計画の策定について (環境整備課)
2. 節電カードの配布について (環境整備課)

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第13号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長

それでは「議案第13号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の説明をさせていただきます。

平成24年度飯塚市一般会計特別会計予算書の391ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1491万1千円と定めるものであります。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明させていただきます。

まず、歳入からご説明いたします。394ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款 1項 1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成23年度使用料調定実績を考慮いたしまして、現年度分1465万5千円、過年度分1千円を計上いたしております。2款 1項 1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として14万8千円を計上いたしております。2款 1項 2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として10万6千円を計上いたしております。

続きまして、次のページの歳出についてご説明させていただきます。1款 1項 1目の一般管理費として317万3千円を計上いたしております。その主なものは19節の上下水道局への事務委任負担金293万円であります。次に、1款 1項 2目の施設管理費として1073万8千円を計上いたしております。その主なものは13節の電気設備保安業務委託料ほか3件の委託料、あわせて483万円でございます。また、25節の汚水処理施設整備基金積立金、預金利子積立金及び運用収入積立金をあわせて306万7千円あります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第13号 平成24年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第14号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第14号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について補足説明いたします。

予算書の397ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3252万8千円と定めるものでございます。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書により、歳出の主なものからご説明いたします。404ページをお願いいたします。1款 1項 学校給食費、1目 一般管理費の3億3099万2千円は、1節の報酬から19節の負担金補助及び交付金までを計上しております。説明の欄には、職員給与費とその他の一般管理費とに分け記載しております。説明欄の職員給与費3億2838万円は一般職給41人分から退職手当組合負担金までが含まれており、2節の給料、3節 職員手当等、4節 共済費、7節 賃金、19節 負担金補助及び交付金などです。その他の一般管理費の261万2千円は給食運営審議会委員報酬から公金事故損害保険料までの事務的経費であります。

405ページをお願いいたします。2目 給食事業費は、給食施設管理費と給食事業費とに分けております。給食施設管理費の2159万9千円は、14カ所の自校式調理場及び給食センター施設の維持管理に必要な経費として消耗品費から器具費までを計上しております。その中で器具費の750万円は、老朽化した食器消毒保管機などの厨房機器の更新を年次的に実施するものでございます。次の給食事業費の2億2586万5千円は、給食調理の臨時職員に関する社会保険料から臨時職員賃金を、各調理場で必要な消耗品費、給食センターのボイラー燃料の重油などの需要費を、職員健康診断手数料から炊飯手数料までを計上しております。また、委託料といたしまして残さい処理委託料から伊岐須小学校給食調理等業務委託料までを計上しております。このうち、庄内小中学校及び伊岐須小学校の給食調理業務委託料は、平成26年度までの債務負担行為分の24年度支出分でございます。さらに407ページ上段のテレビ放送受信料から福岡県学校給食共同調理場連絡協議会負担金までを計上しております。

次に、3目 学校給食賄材料費5億537万3千円は、教職員を含めた小学校22校の給食数7,260人、中学校12校の給食数3,729人及びかいた幼稚園89人の合計11,078人分の給食賄材料費を計上しております。

2項 1目 施設整備費は、自校式給食施設整備事業費として16億804万3千円を計上しております。その内訳といたしましては、ちょっと前後いたしますが、平成23年度に設計を終え25年4月利用開始予定の立岩小学校の調理場とランチルームの建設費等3億7253万4千円、飯塚東小学校の調理場とランチルームの建設費等3億7480万円、二瀬中学校の調理場建設費等2億7235万4千円及び頼田小中一貫校の調理場とランチルーム建

設費等2カ年分の最終年度分といたしまして2億501万8千円を計上しております。また、菰田中学校と飯塚第三中学校統合による校舎増築事業の関係上、利用開始予定は未定でございますが、平成24年度に実施いたします飯塚第一中学校の調理場建設費等3億507万9千円を計上しております。次に、今後新たに自校式給食施設整備事業のための設計及び地盤調査費用として、菰田小学校、片島小学校及び飯塚第二中学校3校分309万9千円を計上しており、小学校2校につきましてはランチルームを含めた設計としております。なお、飯塚第二中学校を含めたこの3校は、平成26年4月の利用開始予定に向け、24年度設計、25年度建設を予定しております。さらに、上穂波小学校、大分小学校及び高田小学校の給食施設空調設備設置事業に伴う設計費用160万4千円を計上しております。

410ページをお願いします。2款 1項 公債費は、庄内中学校給食施設借入金及び平成22年度からの合併特例債借入金の元利償還金であります。

最後に、3款 1項に予備費といたしまして1000万円を計上しております。

続きまして歳入の主なものについてご説明いたします。戻っていただきまして402ページをお願いいたします。1款 1項 給食事業収入、1目の学校給食費の5億437万3千円は、歳出の賄材料費で説明いたしました11,078人分の現年度給食費と過年度分を合わせた額を見込んで計上しております。

次に、4款 1項 一般会計繰入金の7億741万9千円は、学校給食賄材料費以外の全ての経費について、職員給与費分、事務費等分、公債費分の経費を一般会計繰入金として繰り入れ学校給食事業を行っているものでございます。

403ページの6款 1項 1目 雑入のうち、給食費滞納者和解申立費負担金34万2千円は、給食費滞納に対する法的措置に係った手数料等を相手方に求める事ができるため、それを受け入れるものであります。

次に、7款 1項 市債14億5180万円は、歳出でご説明いたしました自校式給食施設整備事業費にあてるもので、充当率95%の合併特例債を活用するものであります。

以上、簡単ですが、平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

この407ページから408ページにかけて各学校の自校式の給食設備費をあげてありますよね。これは当然、業者にさせるわけですけど、今度の予算であげられている金額からしても相当あるんですけど、これは地元の業者で対応できるようなものがあるんですか、ないんですか。地元というのをどういうふう考えているのか、ちょっと教えてください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:11

再 開 10:13

委員会を再開いたします。

教育部長

ここにあげております設計なり建築なりの自校式の調理場でございますが、昨年もやっておりますが、それぞれ分けまして、今後、契約課との協議になりますけれども、いままでの工事そのものは市内業者にすべて発注しておりますし、今後もそういう形で、設備とかを分けました形で契約との協議をしていきたいと思っておりますし、去年までの実績を見ますと、すべて市内業者に発注したという状況でございます。

岡部委員

地元でやるということですね。それだけでいいです。ありがとうございました。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

中央公民館長

「議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。提案理由として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会教育法の改正に伴いまして、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるため本案を提出するものであります。

6ページの新旧対象表で改正内容をご説明いたします。今回改正の内容は、これまで社会教育法で定められておりました公民館運営審議会委員の基準が、自治体の条例で定められるよう改正されることから、飯塚市公民館条例の第18条に第3項といたしまして、その基準を加えるものです。基準の内容は、「公民館運営審議会の委員の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」が平成24年4月1日から施行されることから、その基準を参酌して定めております。

施行期日は、平成24年4月1日からとし、経過措置といたしまして改正前に委嘱された委員は施行日において委嘱されたものとみなし、任期の残任期間は改正後においても同様の期間とすることとしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第21号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第22号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第22号 飯塚市図書館条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。提案理由でございますが、平成23年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の促進を図るための関係法律の整備に関する法律」による図書館法の改正に伴い、図書館運営協議会の委員の任命の基準が市町村の条例に委任され、飯塚市立図書館条例の一部に改正が生じたため改正するものでございます。

議案書8ページをお願いいたします。改正点につきまして新旧対照表でご説明いたします。図書館法の改正により、図書館法第15条で明記されておりました委員の任命の基準につきましては市町村の条例に委任されることから、飯塚市立図書館条例第10条「図書館運営協議会」において、第3項で「委任の基準」を新たに明記したものでございます。これに伴い従前の第3項は第4項に、および第4項は第5項にそれぞれ繰り下げるものでございます。

また、施行規則において、この条例は平成24年4月1日より施行します。また、第2項では旧条例において任命された委員の任期の経過措置について述べております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第22号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

市民課長

「議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」につきまして補足説明いたします。

議案書では16ページから17ページ、新旧対照表では18ページから19ページになります。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成24年7月9日より外国人登録されている外国人住民のうち中長期在留者、特別永住者等が住民基本台帳法の適用対象となります。本案はこれに伴い飯塚市印鑑条例、飯塚市手数料条例及び飯塚市事務分掌条例等の一部を改正するものです。

18ページの新旧対照表をご覧くださいませようをお願いいたします。まず、飯塚市印鑑条例につきましては、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されることにより所要の規定の整備を行うものです。新条例第4条及び第6条の規定は、外国人住民に係る住民票に通称名が記録されている場合にあっては通称名、非漢字圏の外国人住民に係る住民票に氏名のカタカナ表記が記録される場合にあっては当該氏名のカタカナ表記等についても印鑑登録できることを明文化したものでございます。なお、この通称名、カタカナ表記等につきましては、現在でも旧条例第4条第1号中ただし書きにあるように、外国人登録原票に記載されているものにつきましては印鑑の登録申請を受理していますので、取り扱いについて大きく変わることはございません。

次に、飯塚市手数料条例につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、登録原票の写し、登録原票記載事項証明書の交付事務がなくなることから、別表中の第4号を削除するものでございます。

最後に、飯塚市事務分掌条例につきましては、外国人登録法の廃止に伴い外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられるため、第1条市民環境部の項、第2号中の「外国人登録」を削除するものです。なお、3条例とも施行日は平成24年7月9日です。

以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第26号 飯塚市印鑑条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第35号 ふくおか県中央環境施設組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境対策課長

「議案第35号 ふくおか県中央環境施設組合規約の変更」につきまして補足説明をいたします。

議案書の39ページをお願いいたします。本案につきましては、外国人登録法の廃止および住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、ふくおか県中央環境施設組合規約を整備するものでございます。

議案書40ページの新旧対照表をお願いいたします。組合規約第14条第2項「関係市町の負担金」の負担割合を定める別表でございしますが、今回の改正に伴いまして平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止され、外国人住民のうち中長期在留者及び特別永住者等が住民基本台帳法の適用対象となることから、備考3の「人口割の算定に用いる人口」を住民基本台帳及び外国人登録原票によるものから、住民基本台帳によるものに改めるものでございます。

また、関係市町負担金の人口割りが、前年度の9月末現在の住民基本台帳によることから、経過措置といたしまして、平成25年度分以後の関係市町負担金についての適用といたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第35号 ふくおか県中央環境施設組合規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第37号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」及び「議案第38号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費

請求事件))」以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第37号」及び「議案第38号 専決処分の承認」についてご説明いたします。

議案書47ページ及び48ページをお願いします。議案第37号の専決処分の承認議案は、昨年9月及び10月に、学校給食費の納入に応じられない長期又は高額滞納世帯44件に対し、飯塚、福岡、田川、直方及び鹿児島簡易裁判所に支払督促の申し立てを行いました。12月議会にて承認をいただきました12件に加え、当初の申立書送達時になんら意思表示をされず、仮執行宣言申し立て手続きへと移行していた相手方から、この申し立てに対する分割納入を求める支払督促異議の申し立てがあり訴訟手続きへと移行したため、地方自治法第179条第1項の規定により学校給食費請求事件として、平成23年12月26日付けで専決処分させていただきましたので、ご報告し承認を得るものでございます。

また、議案第38号の承認議案は、ただいまご説明いたしました議案第37号と同様に支払督促の申し立てを行ったうち、当初の申立書送達時から2回にわたって不在再送達となっていた相手方から、この申し立てに対する分割納入を求める支払督促異議の申し立てがなされたものでございます。この専決処分につきましては、平成24年1月18日付けで専決処分させていただきましたので、ご報告し承認を得るものでございます。

その結果、今日までの状況としましては、申し立て総数44件のうち今回の2件を含めまして訴訟手続きに移行したものが14件となっており、先の12件については分割納入による和解が成立し、すでに納入が始められています。また、申立時に完納もしくは一部納入され分納誓約書を提出し、それに基づく納入により申し立ての取下げたものが17件、何の異議を申し立てられなかった残りの13件につきましては、差押等の強制執行の措置を執る事ができる債務名義を取得しております。なお、今回の2件につきましては2月24日に分割納入についての和解協議を実施しております。

今後においても、滞納の減少及び公平性の担保並びに納付意欲の低下を招かないためにも、必要に応じて法的措置を行う考えであります。また一方では、生活困窮世帯へは就学援助制度等の支援措置について案内するなど、きめ細かな業務を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、議案についての説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第37号 専決処分の承認(支払督促申し立てに対する異議申し立て(学校給食費請求事件))」及び「議案第38号 専決処分の承認(支払督促申し立てに対する異議申し立て(学校給食費請求事件))」以上2件については、いずれも承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

「議案第51号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

「議案第51号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」について補

足説明いたします。

今回の補正は、鎮西中学校区及び穂波東中学校区における小中一貫教育校建設に係る自校式給食施設関連の予算を補正するものでございます。補正予算書の11ページをお願いいたします。第1条において予算額の歳入、歳出それぞれに878万7千円を追加し、総額を27億4131万5千円とするものでございます。

歳出のほうからご説明します。事項別明細書の16ページをお願いいたします。潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費として452万4千円を計上いたしております。その内訳は不動産鑑定手数料、周辺環境影響調査委託料、造成工事調査測量設計委託料及び建設工事調査設計委託料でございます。次に、楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費として426万3千円を計上いたしております。その内訳は不動産鑑定手数料、造成工事調査測量設計委託料及び建設工事調査設計委託料でございます。

次に、歳入の主なものにつきまして説明させていただきます。戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。財源といたしましては、歳入の欄に記載しておりますように市債の合併特例債を活用することとしております。

次に、13ページの第2表の繰越明許費は、今回補正しております事業につきまして、その完了が平成24年度を超える可能性があることから設定するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

学校施設整備推進室主幹

続きまして、お手元のほうに配付させていただいております資料の補足説明をさせていただきます。A4横で「平成24年度第1回補正予算総括表」という表をつけさせていただいております。そちらをご覧ください。

今回、給食特別会計につきましての補正予算案を計上させていただいておりますが、その他にも一般会計補正予算といたしまして、青少年対策費から公民館費にかかる4つの項目につきまして計上をさせていただいております。鎮西中学校区、穂波東中学校区、それぞれに措置をしております費用につきましては、不動産鑑定手数料から以下、左のほうへ記載をさせていただいております。そして各項目において措置している金額、右の1番端でございますが、その総額ということで計上させていただいております。

また、2番目といたしましては、施設敷地面積内訳ということで、これは昨年8月に議会のほうへもご報告させていただきました小中一貫校建設基本構想中間報告書に基づきます、それぞれの中学校区におけます新たな施設の敷地の面積の概要でございまして、この面積按分を基本的には用いまして、上のほうの予算措置を按分をさせていただいたということでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第51号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から2件について報告したい旨の申し出があ

っております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「第2次環境基本計画の策定について」の報告を求めます。

環境整備課長

平成22年度より策定作業を開始しておりました「第2次環境基本計画の策定」につきまして、2月27日の第5回環境審議会におきまして、計画案について「適当である」との答申をいただき、策定作業を完了いたしましたのでご報告いたします。

策定におきましては、市民アンケート調査を実施し、8回にわたる市民ワークショップの開催、昨年12月から本年1月にかけては市民意見の募集も行い、広く市民意見をいただくなかで、今年度5回にわたり市民公募で委員になっていただいた方も6名おられます環境審議会で慎重に審議いただき策定に至っております。

基本計画の概要でございますが、確実に実行する取り組みに絞り込み、計画全体をコンパクトなものとし、4つの基本目標ごとに4つの重点プロジェクトというシンプルな施策体系にいたしております。また、取り組みの実行状況を確実に把握できるよう、取り組みの目標については把握しやすく、かつ他の市町村との比較ができる数値を指標といたしております。

計画書につきましては、前回同様700部を作製するものでございまして、現在、印刷・製本の作業に入っており年度内には完成する予定でございます。製本ができ次第、各議員の皆さまには配布させていただきたいと考えております。

また、この計画の周知・普及にあたっては、平成24年度に概要版1万部、8ページ程度のものを作成し、市の各施設や各小学校から大学、自治会、商工会議所等を通じまして広く配布し、環境の啓発を図っていききたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「節電カードの配布について」の報告を求めます。

環境整備課長

次に、「節電カードの配布について」ご報告させていただきます。

市役所におきましては、改正省エネ法及び地球温暖化対策実行計画に基づき、全庁的に省エネルギーの取り組みを推進いたしております。この冬におきましては、県の緊急節電対策本部からの協力要請もあり、消灯の徹底や室温の管理など様々な取り組みを実施してまいりました。この中で消灯の徹底に関する取り組みのひとつとして、節電についての標語を、電灯スイッチの横に貼り付けることとして、どんなものにするかということを検討しておりましたところ、12月21日に平恒小学校から、いま皆さまのお手元にお配りしております「節電カード」が20枚提供されました。

この「節電カード」は平恒校区青少年問題対策委員会が主催した「地域と子どものふれあいフェスティバル」の中で、平恒小学校の児童により、東日本大震災を受けて、私たちがすべきこと、今わたしたちにできること、として発表、製作されたものでございまして、市といたしましては、この節電カードを2千枚増刷し、市役所内の節電の標語として活用するとともに、市内の全自治会、全小中学校にも配布しまして、子どもたちから始まりました取り組みを市内に広め、子どもたちの思いに応えてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。